

## 芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業</p> <p>(2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち、日中、障害児に活動の場を提供するとともに、障害児を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業</p> <p>(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業</p> <p>(2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち、日中、障害児に活動の場を提供するとともに、障害児を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業</p> <p>(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</p> <p>第一款 療育の指導(第十九条)</p> <p>第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給</p> <p>第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給(第十九条の二―第十九条の八)</p> <p>第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関(第十九条の九―第十九条の二十一)</p> <p>第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(第十九条の二十二)</p> <p>第三款 療育の給付(第二十条―第二十一条の三)</p> <p>第四款 雑則(第二十一条の四・第二十一条の五)</p> <p>第二節 第八節 (略)</p> <p>第三章 第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第三項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者を含む。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 療育の指導等(第十九条―第二十一条の五)</p> <p>第二款 療育の指導(第十九条)</p> <p>第三款 療育の給付(第二十条―第二十一条の三)</p> <p>第四款 雑則(第二十一条の四・第二十一条の五)</p> <p>第二節 第八節 (略)</p> <p>第三章 第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者を含む。</p>

<p>う。</p> <p>第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。</p> <p>② この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。)に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等(政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいう。</p> <p>第六条の二の二 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。)(に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>④ ⑧ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)(に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>④ ⑧ (略)</p>
--	---

